久留米市の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況の公表

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 58 条の 3 の規定に基づき、久留米市の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況を次のとおり公表します。なお、表内の割合(%)については、区分ごとに小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

(1) 行政職給料表

等	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		職制上の段階		
級	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事の職務	153	9. 2	主事	153 153			
2	高度の知識又は経験を必要とす				130			→
級	る業務を行う主事の職務	130	7.8	計	130	806	48.3	般 職
3	主任主事の職務	305	22 7	主任主事	395			級
級	工工工事の概饬	390	23.1	計	395			
				主任主事	128			
					131			
	1 主査の職務又は職務の複 雑、困難及び責任の度がこれ				5			主査級
4	と同程度のものとして市長が	501	0.0		144		22.3	
級	別に定める職の職務	501	30.0		62 21	373		
	2 困難な業務を行う主任主事 の職務			拍导主事 社会教育指導主事				
	○ ノ 相政 小労				1 9			
				<u> </u>	501			
	1 課長補佐の職務又は職務の 複雑、困難及び責任の度市長 れと同程度のものとして が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主査の職 務又は職務の複雑、困難及び 責任の度がこれと同程度のも のとして市長が別に定める職 の職務			課長補佐	225	249	14.9	課長補佐級
				補佐	8			
l _		249	14.9	総務補佐	2			
5				園長	9			
級				指導主任	4			
				教育センター副所長	1			
				計	249			
				課長	93			
		153 9.2 主事 主事 主任主事 主任主事 主任主事 主任主事 主任主 主総 事技 指文 主主総 事 社主任 表示 主 表示 表示 表示 表示 表示 表示		56				
				政策調整官	3			
	課長の職務又は職務の複雑、困				3			畫⊞
6	難及び責任の度がこれと同程度	172	10.3	東京事務所次長	1	172	10.3	課長級
級	のものとして市長が別に定める 職の職務				11	-		
	197 - 197 424				2			
					$\frac{1}{2}$			
				事務 女	172			
					114			

7 級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度市長が固程度のもの職務 2 困難な業務を行う課長の職務 2 困難な業務を行う課長の職務 3 残任のとして 責任のとして の職務	41	2.5	次長 事総財法 長 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	25 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	41	2.5	次長級
8 級	部長の職務又は職務の複雑、困 難及び責任の度がこれと同程度 のものとして市長が別に定める 職の職務	28	1.7	部長 理事 東京事務所長 会計管理者 議会事務局長	21 4 1 1 1 28	28	1.7	部長級
	合計	1,669	100					

(2) 医療職給料表

等	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		聯生	削上の段	
級	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 主任主事の職務 2 主事の職務	0	0	1837日	()()		(/0 /	秋阳
2 級	1 課長補佐の職務又は職務の 複雑、困難及び責任の度市長 れと同程度のものとして が別に定める職の職務 2 主査の職務又は職務の複 雑、困難及び責任の度がこれ と同程度のもの改して 別に定める職の職務 3 困難な業務を行う主任主事 の職務	0	0	市				
3 級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	2	66. 7	主幹	2	2	66. 7	課長級次長級
4 級	保健所長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと 同程度のものとして市長が別に 定める職の職務	1	33.3	保健所長計	1	1	33.3	部長級
	合計	3	100					ı

(3)技能労務職給料表

等	等級別基準職務表に規定する	合計		内訳		職制上の段階		
級	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事の職務	0	0	計				
2 級	高度の知識又は経験を必要とす る業務を行う主事の職務	0	0	計				
3 級	主任主事の職務	1	50.0	主任主事計	1	2	100	一 般 職
4	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が	1	F0 0	主任主事	1			級
級	別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事 の職務	1	50.0	計	1			
	合計	2	100					

(4)企業職給料表(一)

等	等級別基準職務表に規定する	合計		内訳	職制上の段階			
級	基準となる職務	(人)	(%)	 職名	(人)	(人)	(%)	段階
1				主事	10	() ()	(/ 0 /	1//10
級	主事の職務	10	8. 1	計	10			
2	高度の知識又は経験を必要とす	,	0.0	主事	4			_
級	る業務を行う主事の職務	4	3. 2	計	4	64	51.6	般 職
3	主任主事の職務	0.1	25.0	主任主事	31			級
級	主任主事の報務	31	25.0	計	31			
	1 主査の職務又は職務の複			主任主事	19			
	雑、困難及び責任の度がこれ			主査	7			
4	と同程度のものとして企業管	46	37. 1	総務主査	1			主
級	理者が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事	10	0	事務主査	2	27	21.8	査 級
	2 四無な業務を行り主任主事 の職務			技術主査	17			/l/X
				計	46			
5 級	1 課長補佐の職務又は職務の 複雑、困難及びもして職の で理者が別に定める主査を 2 困難な業務を行う主産 務又は職務を行う主産 3 天は職務の複雑、困難の 責任の度がこれと同程度のとして企業管理者が別に定	18	14.5	課長補佐補佐	17	18	14. 5	課長補佐級
	める職の職務			計	16			
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困 難及び責任の度がこれと同程度 のものとして企業管理者が別に 定める職の職務	12	9.7	課長 主幹 所長 計	6 4 2 12	12	9.7	課長級
7 級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の皮で企業等 理者が別に定める職の職長の職務の表別に定める職の職務の職務の複雑、困難な業務を行う課長の財職を設定して企業を受ける職の職務のでは、関係のとして企業を対して企業を対して企業を対して企業を対して企業のある職の職務	2	1.6	次長計	2	2	1.6	次長級

8 級	部長の職務又は職務の複雑、困 難及び責任の度がこれと同程度 のものとして企業管理者が別に 定める職の職務	1	0.8	部長計	1	1	0.8	部長級
	合計	124	100					

(5)教育職給料表(二)

議職となる職務	等	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		職制	削上の段	階
別支援学校の養護教諭 (任用の 別限を附さないものを除く。)、 講師 (任用の 別取を附さないものを除く。)、 助教諭報答 (任用の 別取を附さないものを除く。)、 助教諭職務 (任用の別取を附さないものを除く。)、 助教論報答 (任用の別取を附さないものに限る。)、 主任実習助手又は主任畜宿舎指導員の職務 (任用の別取を附さないものに限る。)、 主任実習助手又は主任畜宿舎指導員の職務 2 指導主事 (乙) 又は社会教育主事 (乙) の職務 5 6.2 2 指導主事 (乙) 又は社会教育主事 (乙) の職務 5 6.2 2 1 は持別支援学校の支持導主事 (乙) の職務 5 6.2 2 2 1 は消薬勧励の職務 2 1 高等学校、中等教育学校又は持別支援学校の部校長又は教育の職務 2 指導主事(乙)の職務 5 6.2 2 2 1 1 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	級	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭(任用の期限を附さないものに限る。)、栄養教諭、講師(任用の期限を附さないものに限る。)、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務 70 86.4 2 積寧主事(乙)又は社会教育主事(乙)の職務 1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務 2 困難な業務を処理する指導主事(乙)の職務 5 6.2 3 級額の職務 2 指導主事(甲)の職務 3 3.7 1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教育の職務 2 指導主事(甲)の職務 3 3.7 2 困難な業務を処理する指導主事(甲)の職務 3 3.7 2 指導主事(甲)の職務 3 3.7 2 困難な業務を処理する指導主事(甲)の職務 2 日難な業務を処理する指導主事(甲)の職務 4 と困難な業務を処理する指導表・事(甲)の職務 2 とを表しますの職務 3 主幹指導主事又は主幹社会教育主事(甲)の職務 2 2 2.5 4 を見難な業務を処理する指導表・事(甲)の職務 2 2 2.5 4 表 日難な業務を処理する指導表・事(甲)の職務 2 2 2.5 4 表 日難な業務を処理する指導表・事(甲)の職務 2 2 2 2.5 4 表 日前要主事(甲)の職務 2 2 2.5	_	別支援学校の養護教諭(任用の 期限を附さないものを除く。)、 講師(任用の期限を附さないも のを除く。)、助教諭、養護助 教諭、実習助手又は寄宿舎指導	1	1.2			1	1. 2	諭 相
育主事 (乙) の職務 計 67 1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務 5 6.2 2 困難な業務を処理する指導主事(乙)の職務 5 6.2 1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教育主事(円)の職務 3 3.7 2 指導主事(甲) 又は社会教育主事(甲)の職務 3 3.7 2 指導主事(甲) 又は社会教育主事(甲)の職務 3 3.7 4 股 全 困難な業務を処理する指導主事(甲)の職務 2 と 2 2.5 3 主幹指導主事又は主幹社会教育主事(甲)の職務 2 2 2.5 4 股 会 財子技術を処理する指導主事(甲)の職務 2 2 2 2.5 4 股 会 財子技術を処理する指導主事(甲)の職務 2 2 2 2.5 4 股 会 財子財子 大学校の校長の職務 2 2 2 2.5 4 股 会 財子財子 大学校の教育主事(甲)の職務 2 2 2 2.5 4 股 会 財子財子 大学校の職務 3 2 2 2 2.5		1 高等学校、中等教育学校又 は特別支援学校の教諭、養護 教諭(任用の期限を附さない ものに限る。)、栄養教諭、 講師(任用の期限を附さない ものに限る。)、主任実習助 手又は主任寄宿舎指導員の職 務	70	86. 4	教諭	70	70	86. 4	諭 相
特 は特別支援学校の主幹教論又は指導教諭の職務 5 6.2 級 2 困難な業務を処理する指導主事(乙)又は社会教育主事(乙)の職務 計 5 3 級数頭の職務 3 3.7 2 指導主事(甲)又は社会教育主教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務 3 3.7 2 指導主事(甲)の職務 計 3 4 2 困難な業務を処理する指導主事(甲)の職務 2 2 2 困難な業務を処理する指導主事(甲)の職務 2 2 3 主幹指導主事又は主幹社会教育主事の職務 2 2					計	67			
3 1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務 3 3.7 教頭 3 3.7 教頭 2 指導主事(甲)又は社会教育主事(甲)の職務 計 3 3.7 対面相当 4 2 困難な業務を処理する指導主事(甲)又は社会教育主事(甲)の職務 2 5 4<	2	は特別支援学校の主幹教諭又 は指導教諭の職務 2 困難な業務を処理する指導 主事(乙)又は社会教育主事	5	6. 2			5	6. 2	幹教諭相
は特別支援学校の校長の職務 2 困難な業務を処理する指導主事(甲)又は社会教育主事(甲)の職務 3 主幹指導主事又は主幹社会教育主事の職務 2 2 2 2 2 2 2 2 5 校長相当		 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務 指導主事(甲)又は社会教 	3	3.7			3	3.7	頭 相
		は特別支援学校の校長の職務 2 困難な業務を処理する指導 主事(甲)又は社会教育主事 (甲)の職務 3 主幹指導主事又は主幹社会 教育主事の職務	2	2. 5			2	2. 5	長 相
台計 81 100		승計	81	100		•	-	-	